

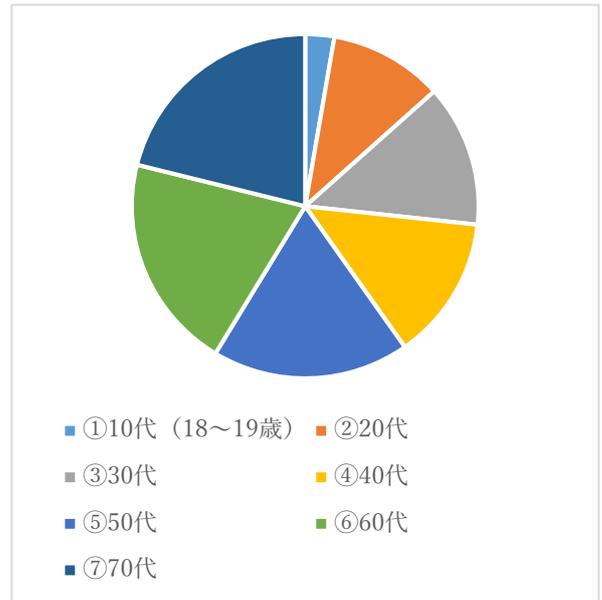
火葬場残骨灰の取り扱いに関するアンケートの概要

- (1) 実施時期：令和6年2月20日から3月15日まで
- (2) アンケート数：無作為抽出した18歳から79歳までの男女1,000人
- (3) 回答数：562通（回答率56.2%）

参考：アンケート結果概要（562通/1,000通）

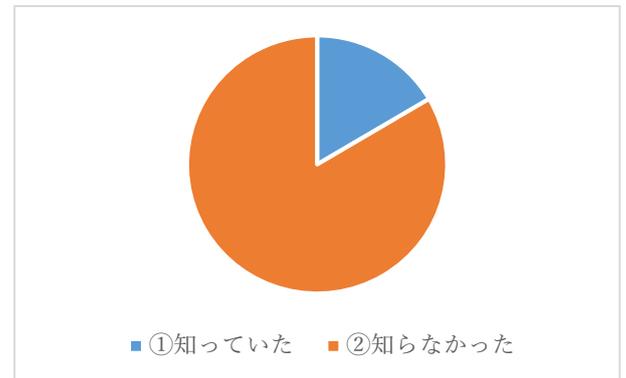
質問1 年代

	回答数	割合
①10代（18～19歳）	15	3%
②20代	59	11%
③30代	74	13%
④40代	75	14%
⑤50代	102	18%
⑥60代	112	20%
⑦70代	117	21%
無効回答	8	-



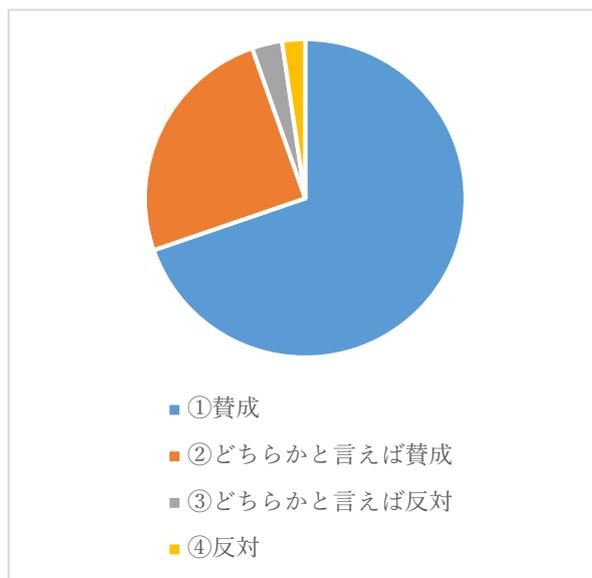
質問2 残骨灰に含まれる有価物を市の財源として活用している自治体があることを知っているか

①知っていた	92	17%
②知らなかった	465	83%
無効回答	5	-



質問3 有価物を抽出・売却し、多治見市の財源とすることの是非

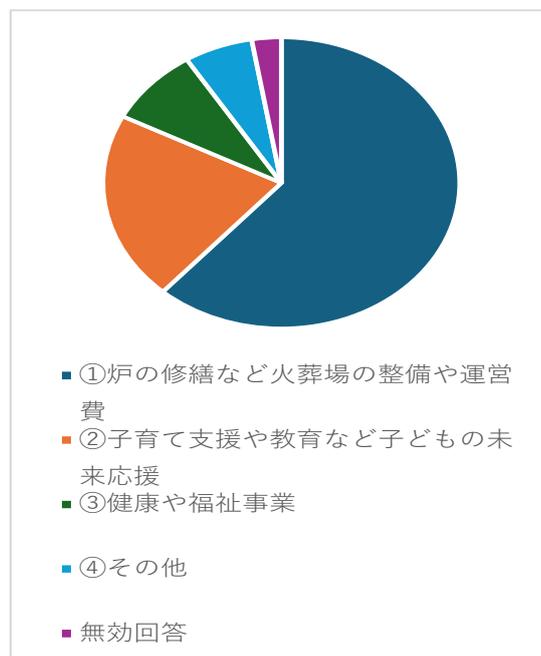
①賛成	389	70%
②どちらかと言えば賛成	139	25%
③どちらかと言えば反対	17	3%
④反対	13	2%
無効回答	4	-



質問4 売却益の使途

①炉の修繕など火葬場の整備や運営費	346	63%
②子育て支援や教育など子どもの未来応援	118	22%
③健康や福祉事業	48	9%
④その他	35	6%
無効回答	15	-

※④その他の記述で最も多かったのは、「使途を決めずに使えばよい」であった。



質問5 自由記載

■主な意見等と回答（令和6年4月現在）

意見等	回答
<p>これまで残骨灰をどうしていたのか。</p>	<p>現在も指定管理者が委託した処理業者が静岡県富士宮市のお寺の永代供養墓へ埋葬しています。 今後、どの業者が受託するかはわかりませんが、有価物と分離した後の残骨灰は今までどおり供養地へ納骨して永代供養を行い、亡くなられた方の尊厳を守り礼節を失しない対応を行うよう仕様書へ明記します。</p>
<p>横領など不正がないようにしてほしい。</p>	<p>そのようなことがないように厳しく管理します。</p>
<p>売却益とその用途を公表してほしい。</p>	<p>毎年度、有価物の量、売却益、用途を環境課のホームページで公表します。</p>
<p>ご家族が望まない時にはやめた方が良くはないか。</p>	<p>喪主等へお配りする副葬品についてのお願いチラシに残骨灰からの有価物の取り出しについて記載し、ご理解とご協力を求める他、火葬場の受付付近にも周知のポスターを掲示します。 希望されれば、全収骨（全ての骨の持ち帰り）ができます。</p>
<p>有価物を遺族に返すことはできないか。</p>	<p>お返しすることはできません。有価物は目に見えない大きさであり、一定量の残骨灰から一括して有価物の分離を行うことで抽出できるものであるため、どなたのものか判別できません。</p>
<p>灰になっても後々の多治見市民のために役に立てるのは有益である。</p>	<p>貴重な財源として、有効活用させていただきます。有価物を分離した後の残骨灰は、供養地へ納骨して永代供養をおこない、亡くなられた方の尊厳を守ります。</p>
<p>供養を条件として、お世話になった市の為に役立てていただくことに賛成。</p>	<p>アンケートの結果、火葬場の整備や運営費に充てさせていただきます予定です。</p>
<p>誰でも最後は火葬場にお世話になる。必要なので、ぜひ運営費に使っていただきたい。</p>	
<p>火葬場の整備や運営費に使うのが筋である。</p>	
<p>この世を去る者達が最後に残したいと思うなら未来ある子ども達にと願うのではないか。</p>	
<p>子どもたちの未来に役立てる事が、故人の尊厳に応える事になり、未来につながる。</p>	